大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 西松屋新総社店 所在地 総社市中央五丁目四 | 一〇八ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名 名称 株式会社西松屋チェーン 住所 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一 代表者の氏名 代表取締役 大村 浩一
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 名称 株式会社西松屋チェーン 住所 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一 代表者の氏名 代表取締役 大村 浩一
 - 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和三年十月二十三日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千百六十一平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 四十三台
 - (2) 駐輪場の収容台数 五台
 - (3) 荷さばき施設の面積 三十平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 三・三○立方メートル
 - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻午後九時
- (3) 来 客 が 駐 車 場 を 利 用 す る こ と が で き る 時 間 帯 午 前 八 時 三 十 分 か ら 午 後 九 時 三 十 分 ま で
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
 - 令和三年二月二十二日
- 三縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
 - 令和三年三月九日から同年七月九日まで
 - 2 縦覧の場所
 - 岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課